

山梨県公報

号外第三十六号

令和八年

十月十六日

金曜日

目次

規則

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則
- 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の一部を改正する規則

規則

山梨県規則第三十五号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「リニア整備推進監」の下に「、富士山官民共創推進監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項の表リニア整備推進グループの項の次に次のように加える。

富士山官民共創推進グループ	富士山官民共創推進監
---------------	------------

第十四条の二第三項中「リニア整備推進監」の下に「、富士山官民共創推進監」を加える。

別表第一の一の表地域デザイン・新交通基盤推進局の部に次のように加える。

富士山官民共創推進グループ	富士山官民共創コンソーシアムに関すること。
---------------	-----------------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県規則第三十七号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三月」を「十二月」に、「その最初の月」を「四月から六月までの期間内」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（返還の債務の裁量免除）

第十四条の二 知事は、条例第九条第二項の規定により、第二種医師修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の規定により返還を行う場合であつて、当該者が条例第七条第一項第二号の規定により知事が指定する県内の特定公立病院等において次の各号に掲げる期間医師の業務に従事したときは、当該貸与を受けた第二種医師修学資金及び条例第八条の規定により当該第二種医師修学資金に付された利息の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）について、当該各号に定める額を免除することができる。

- 一 六年以上七年未満 返還の債務の額の四分の一に相当する額
 - 二 七年以上八年未満 返還の債務の額の四分の二に相当する額
 - 三 八年以上九年未満 返還の債務の額の四分の三に相当する額
- 2 知事は、条例第九条第二項の規定により、修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の規定により返還を行う場合であつて、その理由が当該者の責めに帰すことができないと認められるものであるときは、同条の規定により修学資金に付された利息の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

- 3 第一項に規定する医師の業務に従事した期間の計算については、前条の規定を準用する。

第二十六条中「第十二条まで並びに第十四条から第十八条」を「第十二条まで、第十四条並びに第十五条から第十八条」に改める。

第二号様式中「修学資金に、第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金にあつては臨床研修を開始した日から、第三種医師修学資金にあつては」を「修学資金に、」に改める。

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十八号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改める。

第三条第二十一号中「第二十二号様式」を「第二十五号様式」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第二十一号様式」を「第二十四号様式」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十九号中「第二十号様式」を「第二十三号様式」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号中「第十九号様式」を「第二十二号様式」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「第十八号様式」を「第二十一号様式」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十六号中「第十七号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号中「第十六号様式」を「第十九号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十四号中「第十五号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「第九条の三の三第三項」を「第九条の三の三第四項」に、「第十四号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第八項の規定による届出の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書（第十六号様式）

十六 省令第五条の十の二十二の申請書 非常災害廃棄物最終処分場設置者指定申請書（第十七号様式）

第三条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 法第九条の三の三第二項の規定による届出の届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書（第十四号様式）

第七号様式中「第9条の3の3第3項」を「第9条の3の3第4項又は同条第5項」に改める。

第二十二号様式を第二十五号様式とし、第十五号様式から第二十一号様式までを第十八号様式から第二十四号様式までとする。

第十四号様式中「第9条の3の3第3項」を「第9条の3の3第4項」に改め、同様式を第十五号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第 16 号様式 (第 3 条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書		年 月 日								
山梨県知事 殿 届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 印										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 3 第 5 項において準用する同法第 9 条の 3 第 8 項の規定により関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置の変更について届け出ます。										
一般廃棄物処理施設の設置の場所										
一般廃棄物処理施設の種類の種類										
届出年月日 年 月 日										
変更の内容 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 </td> <td style="width: 50%;"> 変更後 </td> </tr> <tr> <td> 一般廃棄物処理施設の処理能力 </td> <td> 変更前 </td> </tr> <tr> <td> △一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> △一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 </td> <td></td> </tr> </table>		一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更後	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		m^2/日 () 時間 t/日 () 時間 m^3/時間 t/時間 m^2/日 () 時間 t/日 () 時間 m^3/時間 t/時間
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更後									
一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前									
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画										
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画										
変更の理由										
着工予定年月日		年 月 日								
使用開始予定年月日		年 月 日								

※事務処理欄	
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 当該一般廃棄物処理施設の維持に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

第17号様式 (第3条関係)

非常災害廃棄物最終処分場設置者指定申請書 年 月 日	
山梨県知事 殿	申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の4第1項の規定により非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
最終処分場の設置の場所	
最終処分場の種類	
最終処分場において処分する 非常災害廃棄物の種類	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
※指定の年月日	年 月 日
※指定番号	
最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量 及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供 される容量	埋立容量 m³ 残余容量 m³ 非常災害廃棄物の埋立処分の 用に供される容量 m³
申請者の能力に関する事項	
※事務処理欄	

第十三号様式の次に次の一様式を加える。

第 1 4 号様式 (第 3 条関係)

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
山梨県知事 殿 届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排水及び排水量	
	処理方法 (排出口の位置、排出口等を含む。)を含む。)	
設計計算上達成することができ、排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十九号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の一部を改正する規則

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則（令和七年山梨県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第九号」に改める。

附 則

この規則は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から施行する。